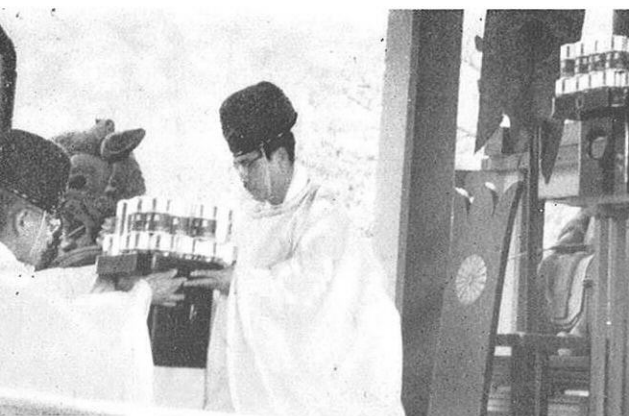


→ 啓蒙のため、3月4月にかけて、県下一円で「海外移住」が開かれた！

↑ 4月11日 玉名市に開設した熊本県種鶏場 (内部の施設をみる 寺本知事)



↑ 5月2日 熊本市藤崎宮で行われた献茶祭のひとこま



↑ 「海外移住の夕」で天草地区をまわるりんどう号と同じく盛況だった天草会場の風景

→ ロスアンゼルスから熊本県人会観光団の一行が四月九日来熊した(熊本駅前にて)

監督・選手は1万6000名 — 種目別の参加人員きまる —

熊本国体の実施要項が、さきの国体常任委員会で決定され、大会に参加する監督・選手の人員がつぎのように決定しました。

(夏季大会)			
会場	種目	監督	選手
熊本市	水泳	1,535	740
		2,275	
(秋季大会)			
熊本市	陸上	1,472	176
		678	364
熊本市	自転車	456	258
		192	144
熊本市	野球	359	988
		861	861
合計		(5,948)	

種目	人員
八代市	275
宇土市	298
本渡市	160
一の宮町	126
阿蘇町	328
松橋町	420
御船町	156
長陽村	129
北部村	105
秋季大会総計	13,161名
(公開演技)	
阿蘇郡	276名
鹿島市	513名
合計	(479)



農業改良資金制度は三十一年に創設されました。この制度は農業経営の安定と農業生産力の増強を目ざして、農業者が積極的に能率的な農業技術を導入したるため、農業施設を改良、造成するのを促進するために設けられたものです。

農業改良資金には二種類あり、一つは技術導入資金、他の一つは施設資金と呼ばれるものです。

技術導入資金とは……★

農家が能率的な新しい技術を農業経営に導入したい時、それが農業政策の上で必要な場合に、今までやもすればその事情の如何を問わず資金の一部を補助金として交付されてきました。そのため農家の自主性を弱め、かえって農家では補

助金に対し依存しがちになり、無責任な考え方が強くなったという批判が聞かれるようになったのです。そこで、これにこたえるため、新しく農業技術を導入しようとする農家に対して、補助金の対象とするには適当でないが、それでもなお、普及奨励が必要なものに対して、補助金を一般営農融資の中間にあたる無利子の資金を県が貸し付けることになったのです。これがいわゆる技術導入資金と呼んでいるものです。

どういう時に借りられるか

この技術導入資金はどんな場合に貸付られるか、それを具体的にいうと例えば水稲早期栽培の際新品種の水稲種子、早期育苗のための温床紙の購入費が必要な場合などです。従って肥料代のように慣行栽培に必要なものは対象にならないのです。

技術導入資金の種類は政令によって定められます。これは恒久的な固定のものではなく、対象となつては技術が普及され、一般化して農業者が自己資金や、又一般営農資金で自主的にやれる段階にきたときは政令の改正によつて制度の対象からはずされ、新しい技術でこの制度により普及奨励されることが適当であるものと交替することになります。なお、国としては一般的に普及奨励の対象とはしないが、県が自主的に奨励を行うことによつて、その地方の経済効果が高くなるというものについては農林大臣の承認

を受けて技術導入資金として指定することを認めています。

技術的導入資金を借り入れることのできる者は、自興意欲の高い農業者又は団体となつています。

貸付限度は

技術導入資金の貸付金の貸付限度は資金の種類毎に定める標準事業費の七割、貸付の利率は無利子となつています。この無利子ということは本制度の最も大きな特色の一つですが、これは、この制度が単なる融資制度でなく補助金制度と融資制度の中間にある新しい制度であることを示しているのです。

貸付の償還期間は資金の種類毎に三年を越えない範囲内で定められています。技術導入資金は新しい技術の導入のために必要な資金であつて、一般的に固定施設の導入に要する資金に比べ一件当り金額もさほど大きくはなく、かつ、事業効果のわかるのも早く、持続期間も短期で、速効的である点からみて最長三年で抑えられています。

償還の方法は

償還方法は償還期間が一年以内のものは一時払、その他償還期間が二年、三年のものは均等年賦償還の方法がとられています。

施設資金とは……★

農業者が農業経営の改善に必要な農機

具、畜舎等各種の施設を改良したり、造成したり、或わ取得に要する資金を農協から借り入れる場合、県が債務の保証をするとも一定の範囲内において利子補給を行う制度を設けて系統資金の充分な活用をはかるうとするのが、この施設資金のねらいです。

農協からの借入れ限度はその施設の改良、造成または取得に要する経費の八割以内で、残りの二割以上は自己資金で賄わなければなりません。

施設資金の種類は技術導入資金同様政令で定められ、県固有の農業事情を反映した農業改良事業としての特認事業も認められています。貸出利率、償還期間も資金の種類毎に定められています。特に農家に貸出す場合の利率を引き下げているものについては、その差額を県が利子の補給をすることになつています。

★今年の資金枠は★

三十五年度は、従来の事業の外に技術導入資金では能率的な省力養蚕方法として条桑または平飼を推進するための壮蚕屋外飼育奨励事業を、施設資金では改良豚舎、ケージ鶏舎飼料用チョッパー、動力脱穀機等の取得に要する資金も事業の対象とすることとし、事業推進のため資金枠も技術導入資金千五百万円、施設資金一億円と昨年度に比べてそれぞれ三割増の繰上予算措置がなされました。

(農業経済課)